

事業系一般廃棄物（ごみ）保管施設の設置指導要領

（目的）

第1条 この指導要領は、事業系一般廃棄物の減量化、資源化、再利用を促進し廃棄物の適正な処理を行うために必要な一般廃棄物の保管施設に関する、基準について必要な事項を定めるものとする。

（指導に係る事業者、建築者の範囲）

第2条 1, 000平方メートル以上の敷地面積をもって事業用の建築物を建築しようとする者及び事業者は、用途区分に応じて第3条に掲げる一般廃棄物保管施設並びに再利用対象物保管施設を設置しなければならない

(2) 敷地面積1, 000平方メートル以上の敷地面積をもってテナントビル及び貸し工場等を建築しようとする者は、入居する者の業務形態に応じて別紙1・別紙2の面積または容量の基準により、一般廃棄物保管施設並びに再利用対象物保管施設を設置しなければならない。

（用途別保管施設の種類）

第3条 事業の用に供する建築物

(1) 一般廃棄物保管施設

ア 一般廃棄物持ち出しステーション

一般廃棄物を一定期間適正に保管するための建物で、収集車両が容易にこの建物に寄り付ける施設。

イ 機械式ごみ貯留施設

一般廃棄物を一定期間適正に保管する機械式貯留装置を設置した建物で、収集車両が容易にこの建物に寄り付ける施設。

(2) 再利用対象物保管施設

再利用対象物持ち出しステーション

再利用対象物（資源ごみ）を一定期間適正に保管するための建物で、収集車両が容易にこの建物に寄り付ける施設。

（住宅と併せて店舗、又は事務所等の事業の用に供する建物）

第4条 一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設を住宅用と事業用に区分し、それぞれ別個に設置すること、また建物敷地の形状等のやむ得ない理由により、住宅用保管施設と事業用保管施設を同一建物内に設置するときは、間仕切り等により住宅用保管施設と事業用保管施設を明確に区分すること。

なお、設置面積は別紙1・別紙2の面積または容量の基準による住宅の戸数により算出した面積に、業務形態に応じた、事業用一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の基準により算出した面積を合算した面積とすること。

(保管施設の種別設置基準)

第5条 一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の規模、構造、設置場所、設備に係る基準は次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設設置基準

- ① 建物の敷地内で地上に設置するとともに、利用者の動線上最適で、かつ、収集車両が容易に寄り付け収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 建物の規模、用途、業務形態及び収集頻度等を考慮し、別紙1・別紙2の面積又は容量の基準により排出量に応じた適切な面積を確保すること。
- ③ 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの飛散並びに流出等が防止できる構造とし、かつ、入り口の開口幅員(2.5メートル)及び屋根の高さ(2.7メートル)以上をそれぞれ確保し利用者及び収集作業に支障のない構造とすること。
- ④ 内部の床はコンクリート又はモルタル仕上げとし、水流し勾配を付けること、また給排水設備及び必要に応じて照明設備を設けるとともに、ごみの臭気を除去するために必要な換気設備を設けること。
- ⑤ 建物敷地の形状等のやむを得ない理由により、持ち出しステーションを建物屋内に設置する場合は、収集車両が容易に寄り付ける通路、旋回場所及び有効高(3.3メートル以上)を確保すること、またごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策及び給排水設備並びに照明設備を設け労働安全衛生上支障のないこと。ただし、当該持ち出しステーションと同規模の持ち出し場所を確保し、かつ当該建物から生じる廃棄物の管理者が収集時に持ち出しステーションに保管する廃棄物を持ち出し場所まで運搬し集積するときは、このかぎりではない。

(2) 機械式ごみ貯留排出設備設置基準

- ① 機械式ごみ貯留排出施設は、建物の敷地内の地上に設置するとともに利用者の動線上最適で、かつ、収集車両が容易に寄り付け収集作業に支障のないこと。
- ② 機械式ごみ貯留排出施設は、周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの飛散並びに流出等が防止できる構造とし、かつ、利用者の利用及び収集作業に支障のない構造とすること。
- ③ 機械式ごみ貯留排出施設の前面は、収集車両が進入し方向転換を行ない車両後部を機械式ごみ貯留排出施設の排出口に接することができるよう十分な空間を設けるとともに、収集中の車両が他の車両の通行の妨げにならないようにすること。
- ④ 機械式ごみ貯留排出施設には、給排水設備及び照明設備を設けるとともに、ごみの臭気及び収集車両の排気ガスを除去するため必要と認められる換気設備を設けること。

- ⑤ 機械式ごみ貯留排出施設は、機械式ごみ貯留排出装置の稼働に伴う振動及び騒音を吸収できる構造とすること。
- ⑥ 機械式ごみ貯留排出施設は、利用者が排出したごみを一時的に貯留し機械的に排出し収集車両に積み込むことが出来るものであること。
- ⑦ 機械式ごみ貯留排出施設は、建物の規模、用途、業務形態、及び収集頻度等を考慮し、別紙1の面積または容量の基準により、排出量に応じた適切な面積を確保すること。
- ⑧ 機械式ごみ貯留排出装置の排出口の幅は、収集車両の投入口の幅以内とし、排出口の高さは収集車両の投入口の高さに合わせて調節できるものであること。
- ⑨ 機械式ごみ貯留排出施設を、やむ得ず建物屋内に設置する場合は収集車両が容易に直接この施設まで寄り付ける通路、旋回場所及び有効高を確保すること、また屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策及び給排水設備並びに照明設備を設け労働安全衛生上支障のないこと。

(3) 再生利用対象物保管施設設置基準

- ① 建物の敷地内の地上に設置するとともに、利用者の動線上最適で、かつ、収集車両が容易に寄り付け収集作業に支障のない場所に設置すること。
- ② 建物の規模、用途、業務形態、及び収集頻度等を考慮し、別紙2の面積または容量の基準により、排出量に応じた適切な面積を確保すること
- ③ 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故及びごみの飛散並びに流出等が防止できる構造とすること。
- ④ 内部の床はコンクリート又はモルタル仕上げとし、水流し勾配を付けること、また給排水設備及び必要に応じて照明設備を設けるとともに、ごみの臭気を除去するために必要な換気設備を設けること。

(進入路に係る基準)

第6条 一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設への進入路等に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 収集車両の車種に応じて前進のまま、進入、退出ができるための必要な通路を確保するとともに、収集車両の安全な通行に必要な設備を設けること。
- (2) 進入路、積み込み場所及び退出路には、収集作業に支障となる障害物等放置しないよう適正に管理すること。
- (3) 敷地内への出入口は、収集車両が容易に出入りできる構造とすること。
- (4) 収集車両の出入りに際して、通行中の車両及び歩行者等の危険防止のため必要と認められる設備を設けること。

(遵守事項等)

第7条 事業者及び建築者は、次にかかげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者及び建築者は、別紙様式1により一般廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の設置届けを提出すること。
- (2) 保管施設には、この施設を適正に利用するために必要な事項を利用者の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 建物の管理者及び利用者は、互いに協力し、汚汁、悪臭並びに害虫発生等により生活環境が損なわれないよう、保管施設及びその周辺を常に清潔に保つとともに適正に管理しなければならない。
- (4) 医療関係機関（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の2項の中欄に掲げる病院、診療所、衛生検査所、老人保険施設その他の施設をいう。）として建物の全部または、一部を使用する場合には、医療関係機関から生じる感染性廃棄物及び注射針等の鋭利な医療廃棄物を「医療廃棄物処理ガイドライン実施要綱」に基づいて、適正に保管できる専用の保管施設を設けること。
- (5) 労働安全衛生上または、保管施設の維持管理上支障があると認められる場合には、建物の管理者に対して当該施設の改善その他の必要な措置を講ずるよう指導することがある。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

(面積または容量の基準)

1. 一般廃棄物持ち出しステーション（事業用）の面積
建物の用途別に、下記の設置基準表に応じた規準値に排出対象延べ床面積を乗じて得た面積とする。ただし、その面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとする。
2. 機械式ごみ貯留排出装置（事業用）の容量
建物の用途別に、下記の設置基準表に応じた規準値に排出対象延べ床面積を乗じて得た容量とする。
3. 再利用対象物持ち出しステーション（事業用）の面積
建物の延べ床面積に応じ別紙2の基準表による面積とする。

◎一般廃棄物保管施設（面積）設置最低基準表

種 類	一般廃棄物持ち出しステーション	
マーケット・店舗	(滞留期間を2日で算出)	0.0021 × 建物の床面積 (㎡)
病 院	(滞留期間を2日で算出)	0.0010 × 建物の床面積 (㎡)
事務所・外	(滞留期間を3日で算出)	0.0026 × 建物の床面積 (㎡)

◎機械式ごみ貯留排出施設（立方メートル）設置最低基準表

種 類	機械式ごみ貯留排出装置	
マーケット・店 舗		0.00106 × 建物の床面積 (㎡)
病 院		0.00062 × 建物の床面積 (㎡)
事務所・外		0.00131 × 建物の床面積 (㎡)

※ それぞれの規準値は、厚生省統計資料のごみ発生原単位を基礎に積算した本市の規準値

再利用対象物保管施設（事業系）設置基準

延床面積	設置面積	間口 × 奥行
2,000 m ² 未満	1 m ²	1.0 × 1.0
2,000 m ² 以上	2 m ²	1.7 × 1.2
3,000 m ² 以上	4 m ²	2.3 × 1.8
5,000 m ² 以上	8 m ²	3.3 × 2.5
10,000 m ² 以上	10 m ²	3.7 × 2.8
20,000 m ² 以上	12 m ²	4.0 × 3.0
30,000 m ² 以上	14 m ²	4.4 × 3.2
40,000 m ² 以上	16 m ²	4.6 × 3.5